

福島県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

5 農 第 6 0 0 号
令和 5 年 6 月 1 日
福島県農林水産部

(目的)

第1 この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。以下、「法」という。)に基づく、「環境負荷低減事業活動実施計画」(以下、「実施計画」という。)の認定について、法並びに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」(令和4年農林水産省令第42号。以下、「規則」という。), 「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」(農林水産省告示第1412号。以下、「基本方針」という。), 「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」(4環バ161号。以下、「ガイドライン」という。)及び福島県みどりの食料システム基本計画(令和5年3月31日福島県、全59市町村。以下、「基本計画」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施計画の申請)

第2 法第19条第1項の規定により実施計画の認定を受けようとする農業者は、別記様式第1号により実施計画を作成し、別表1に定める提出先の長(以下「所長」という。)に、別記様式第2号により申請書を提出するものとする。

2 林業者または漁業者は、別記様式第1号により実施計画を作成し、農林水産部長(以下「部長」という。)に別記様式第2号により申請書を提出するものとする。

(実施計画の認定)

第3 部長または所長は、申請された実施計画が、法第19条第5項、基本方針、ガイドライン、基本計画及び別に定める認定基準に適合するか審査を行うものとする。なお、審査に当たっては必要に応じて、該当する市町村長の意見を求めるものとする。

2 部長または所長は、第2の実施計画の認定をしたときは、別記様式第3号により環境負荷低減事業活動実施計画認定証を交付し、別記様式第4号の1により申請者へ通知するとともに、実施計画の認定結果を申請者の居住地を所管する市町村長等へ、認定された実施計画の写しを添えて別記様式第5号の1により通知するものとする。

3 申請のあった実施計画が規則第4条で定める基準に適合しない場合、部長または所長は、当該導入計画の申請者に対し、別記様式第6号の1により通知するものとする。

4 所長は、第3第1項の実施計画の認定をしたときは、部長に、認定された実施計画の写しを添えて、別記様式第7号の1により報告するものとする。

(実施計画の変更)

- 第4 法第20条第1項の規定に基づき認定を受けた農林漁業者（以下「認定農林漁業者」という。）が当該認定にかかる実施計画を変更しようとするときは、別記様式第8号により実施計画の変更に係る認定申請書を部長または所長へ提出するものとする。
- 2 申請された実施計画の変更の認定に係る手続きは、第3条の手続を準用する。なお、実施計画の変更にかかる申請者への認定通知は別記様式第4号の2、市町村への通知は別記様式第5号の2、申請者への不認定通知は別記様式第6号の2、部長への報告は別記様式第6号の2により、それぞれ通知等を行うものとする。
- 3 法第20条第2項及び規則第10条の規定に基づき軽微な変更をしようとするときは、別記様式第9号により実施計画の軽微な変更に係る届出書を部長または所長へ提出するものとする。

(認定の取消し)

- 第5 部長または所長は、法第20条第3項の規定により実施計画の認定を取り消した場合は、別記様式第10号により当該農林漁業者に通知し、認定証の返還を求めるとともに、当該農林漁業者の居住地を所管する市町村長に別記様式第11号により通知するものとする。
- 2 所長は、第5第1項の認定の取り消しをしたときは、別記様式第12号により部長に報告するものとする。

(報告の徴収)

- 第6 部長または所長は、認定農林漁業者に対し、法第46条第1項の規定に基づき、認定された実施計画の実施状況について報告を求めることができる。
- 2 報告を求められた認定農林漁業者は、別記様式第13号並びに第14号により環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書を部長または所長に提出するものとする。

(その他)

- 第7 その他必要な項目については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

別表 1

環境負荷低減事業活動を行う場所※	提出先
福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	県北農林事務所
郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町	県中農林事務所
白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村	県南農林事務所
会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町	会津農林事務所
下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町	南会津農林事務所
相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村	相双農林事務所
いわき市	いわき農林事務所

※複数の市町村で同じ環境負荷低減事業活動を行う場合は、主たる活動を行う市町村を所管する農林事務所に計画を提出する。

※複数の市町村で異なる環境負荷低減事業活動を行う場合は、環境負荷低減事業活動を行う市町村ごとに計画を作成し、所管する農林事務所に提出する。

※林業において環境負荷低減事業活動を行う場合は、福島県森林計画課に計画を提出する。

※漁業において環境負荷低減事業活動を行う場合は、福島県水産課に計画を提出する。